

○京丹後市教育振興計画策定委員会設置要綱

平成25年6月10日

教育委員会告示第13号

改正 平成29年10月11日教育委員会告示第24号

(設置)

第1条 教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の規定に基づく教育の振興のための施策に関する基本的な計画(以下「教育振興計画」という。)を策定するため、京丹後市教育振興計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について、調査、研究、調整及び協議を行う。

- (1) 教育振興計画の策定に関すること
- (2) その他教育振興計画の策定に必要な事項

(組織)

第3条 策定委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内公共的団体の役員又は職員
- (3) 京丹後市教育委員会が所管する会議、協議会、審議会等の代表者
- (4) 市内幼稚園、認定こども園、小学校、中学校及び高等学校の長
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 策定委員会に委員長1人及び副委員長1人を置き、必要に応じて顧問を若干人置くことができる。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は策定委員会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 顧問は、委員長からの要請があったときは、会議等に参加し、調査研究に関する助言及び協力を行う。

(会議)

第6条 策定委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

(内部委員会)

第7条 教育振興計画の策定及び検討に必要な調査、企画、資料作成等を行わせるため、内部委員会を置く。

2 内部委員会は、教育委員会事務局の課長、課長補佐級以上の職にある者、指導主事のうちから、教育長が任命する者をもって構成する。

(意見の聴取等)

第8条 委員長は、必要に応じて、委員以外の者を会議に参加させて意見を聴き、又は広く市民等からの意見を公募することができる。

(庶務)

第9条 委員会に関する庶務は、京丹後市教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、策定委員会の運営に関して必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成25年6月10日から施行する。

2 この告示による最初の策定委員会の会議は、第6条の規定にかかわらず、教育長が招集する。

附 則(平成29年10月11日教育委員会告示第24号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。